

第三者調査報告書

2022年5月25日

調査委託者

特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会

理事長 齋 藤 匠 殿

調査実施者

弁護士 鈴木 克 昌



当職は、2022年5月25日、調査実施者の新前橋法律事務所にて帳簿書類その他書類とその保管状況の確認をおこなった上で、以下のとおり意見を表明する。

対象期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までである。

(法とは消費者契約法、規則とは消費者契約施行規則を指す。)

第1 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

1 規則第21条第1項第1号（相手方との交渉の経過の記録）について

対象期間内の該当案件は次の7件である。

- 27号事件 （相手方事業者 ペッツファースト株式会社）
- 37号事件 （相手方事業者 株式会社セドナエンタープライズ）
- 42号事件 （相手方事業者 株式会社センス）
- 44号事件 （相手方事業者 TOTAL BODY CORE 秀美）
- 45号事件 （相手方事業者 株式会社足利銀行）
- 46号事件 （相手方事業者 株式会社 HappyLifeBio）
- 47号事件 （相手方事業者 独立行政法人福祉医療機構）

これらの事件については、案件ごとにファイルが作成され、事案の概要、理事会、検討委員会、事務局の検討、対処経過、相手方の回答、対応経過が記録され

ている。

2 規則第21条第1項第2号（訴訟調停等）

27号事件につき、訴訟の概要及び結果の記録がなされている。

その他には対象期間内に該当事案がなかったため作成書類がない。

3 規則第21条第1項第3号（被害情報収集業務）

電話、FAX、面談、電子メール、郵便による情報提供、PIO-NETによる情報提供の受付記録は、受付順に記載され保管されている。

4 規則第21条第1項第4号（情報提供業務）

ホームページを通じて情報提供している。

5 規則第21条第1項第5号（関係資料綴り）

事案ごとに適正に作成・保管されている。

6 規則第21条第1項第6号（理事会の議事録等）

理事会議事録は、隔月に開催される理事会ごとに、法第18条第8項第5号の検討を行う部門（検討委員会）における検討の経過及び結果を記録したものは開催ごとに、日付順に、適正に作成保管されている。

7 規則第21条第1項第7号（会計簿）

2021年度決算書、同年度元帳（現金出納帳、総勘定元帳、試算表）、同年度証憑書類はそれぞれ分類され、適正に作成・保管されている。

8 規則第21条第1項第8号（会費等の記録）

適正に作成・保管されている。

9 規則第21条第1項第9号（財産上の利益の受領）

対象期間内に当該財産上の利益の受領はなかったため、作成書類はない。

第2 法第16条第2項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）

掲示看板は事務所正面等の極めて見やすいところに掲示されている。

第3 法第18条（変更の届け出）

対象期間内に、竹澤由美子理事が新たに就職し、齋藤剛理事の職業が変更になり、鈴木麻里奈弁護士が検討委員に選任されたもので、以上につき、内閣総理大臣宛て変更届け出がなされた。その他には、理事長、理事の変更はなかった。

第4 法第23条第3項（適格消費者団体間の連携）

適格消費者団体連絡協議会資料の閲覧等により、他の適格消費者団体との適切な連携をはかっていることを確認した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大のため、例年実施していたシンポジウムは昨年引き続き開催を見送った。

第5 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）

第27号事件についての訴状、証拠等の訴訟記録、和解成立の期日報告書、第37号事件の申入書、回答書等のやりとり書面、終了通知、第42号事件の照会書、第44号事件の申入書、回答書、約款変更メール等のやりとり書面、終了通知、第45号事件の申入書、照会書、回答兼照会書のやりとり書面、第46号事件の照会書、回答書等のやりとり書面と変更後の利用規約、終了通知、第47号事件の質問書、回答書、申入書、回答書につき、適切な報告がなされていることを確認した。

ただし、第27号事件について、令和3年10月27日、前橋地方裁判所高崎支部において和解が成立したが、これに先立ち、法第23条4項、規則第13条

3項にもとづく内閣総理大臣（消費者庁）に対する報告をしないまま、和解を成立させたことについて、消費者庁から嚴重注意を受けた経過がある。同件は、法人によれば、消費者庁に届け出て提起した訴訟における請求主文どおりの内容での和解であり、実質的には、被告の認諾と言えるものであったため、報告が不要と誤信したとのことであるが、法令の解釈を誤ったものであり、再発防止のため、今後和解をする場合には十分な注意が必要である。この点は、法人において情報共有されている。

第6 法第27条（判決等に関する情報の提供）

第27号事件につき、和解による解決につき、会報により情報提供がされた。今後、ホームページに掲載予定とのことである。

なお、他には対象期間内に該当案件がないため、作成書類はない。

第7 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

対象期間内に該当する財産上の利益の受領はなかったため、作成書類がない。

第8 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

一昨年度までの所定の書類は、種類ごとに適正に作成、保管され、群馬県と消費者庁に提出され、さらにこれら書類は閲覧可能な状態におかれているほか、貸借対照表はホームページに掲載されている。昨年度分は総会において承認され次第提出、掲載予定とのことである。

第9 その他

登記事項証明書は、対象期間に関する事項が適正に登記されている。

以上